

令和7・8年度 建設工事 入札参加資格審査の概要 (追加申請)

安芸郡府中町財務部財政課

1 資格審査

府中町が令和7・8年度に発注する建設工事の競争入札に参加するために必要な資格の審査を受けようとする方は、**広島県と県内市町が共同運営する「電子入札等システム」**を利用し申請を行ってください。

既に令和7・8年度の認定を受けている方で、認定後、他の業種の追加を希望する場合は、申請が必要です。

2 申請資格

次の各号に該当する者は、入札参加資格審査申請をすることはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 経営事項審査の申請又は入札参加資格審査の申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受けていない者
- (4) 申請しようとする業種について、建設業法第27条の23第1項の規定による必要な経営事項審査を受けていない者
- (5) 経営事項審査において、申請しようとする業種について、工事種類別年間平均完成工事高がない者
- (6) 府中町に納付すべき町税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
- (7) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行していない者
 - ア雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
 - イ健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ウ厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

※ 府中町建設業者等指名除外要綱により府中町の指名除外の期間中である方も申請を行うことはできますが、資格認定を受けた場合も指名除外の効力は継続します。

3 入札参加資格の通知等

- (1) 入札参加資格を認定したときは、府中町ホームページに掲載し、通知に代えます。
- (2) 入札参加資格の認定後、経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行います。
入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度において再び入札参加資格の認定を受けることができません。また、令和9年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができません。
入札参加資格の取消しを受けた者は、令和7年度及び令和8年度中に府中町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。また、令和9年度以降についても、その取消しの申請の日から24か月を経過する日までは、府中町が発注する建設工事において下請けをすることはできません。
- (3) 資格の有効期間は、認定された日から令和8年度の末日までとします。ただし、令和9年度においても当該年度における資格が認定される日までは、有効とします。

4 電子入札等システムを利用した電子申請

入札参加資格審査申請は電子申請のみの受付となります。電子入札等システムの「資格審査受付システム」を利用し、「電子入札等システム 操作マニュアル」をよく確認のうえ、申請手続きを行ってください。

- ・申請期間 令和7年4月1日（火）～令和8年9月15日（火）（土・日・祝日を除く）
- ・受付時間 9：00～17：00

（注）

- ・この期間に申請に必要な情報を入力し、「送信完了」までの処理を行う必要があります。
- ・この申請期間を過ぎると受け付けることはできませんので、期間中に必ず申請してください。
- ・初めて「電子入札等システム」を利用される方は、事前準備（利用開始申請、ICカード・端末等機器の取得）が必要となり、準備期間として2～3週間が見込まれます。

広島県の調達情報 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>

5 提出書類の提出先・方法

電子入札等システムで申請後、速やかに下記①により電子で書類を提出してください（電子による提出がやむを得ず困難である場合のみ、②の郵送又は③の持参による方法も可）。ただし、最終の提出期限は、令和8年9月15日（火）（必着）です。

①府中町電子申請システム

「府中町電子申請システム」を利用して提出してください。詳しくは、別紙「府中町電子申請システムによる書類提出の手順」をご覧ください。なお、電子により提出する場合でも、やむを得ず一部の書類を郵送又は持参により提出する場合は、提出書類が全部そろわなければ受付ができませんので、電子で提出後、速やかに下記②又は③により提出してください。

※このシステムの利用には、電子証明書（ICカード）は必要ありません。

- ・府中町電子申請システム

https://apply.e-tumo.jp/town-fuchu-hiroshima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=20743

- ・受付時間 24時間 ※ただし、臨時のメンテナンスにより、一時的に利用できない場合があります。

②郵送

（送付先） 〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5-1

府中町財務部財政課契約検査係

※封筒に「令和7・8年度入札参加資格審査追加申請（建設工事）」と赤字で記入してください。

③窓口

- ・受付場所 府中町役場3階③ 財政課契約検査係

- ・受付時間 8：30～12：00・13：00～17：15

6 提出書類等一覧

1. 送信完了兼受付票 電子申請の最後の送信完了画面において印刷できるものです。
2. 経営事項審査の結果通知書（写し） 今回の申請で使用できる経営事項審査総合評定値通知書の審査基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものである必要があります。 なお、経営事項審査の結果通知書において、「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」又は「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、 <u>別途保険への加入が確認できる書類を提出してください</u> 。保険への加入が確認できる書類とは、次のとおりです。 (1)雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、建設業に従事する職員全員分）のいずれかの写し (2)健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届のいずれかの写し
3. 建設業許可申請書（写し） 更新手続中の場合のみ提出してください。直近に申請した受付印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則に定める別記様式第1号、別紙一及び別紙二(2)）の写しを提出してください。
4. 消費税納税証明書（原本又は写し） 申請日から3ヶ月以内に発行された消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明の原本又は写しを提出してください。なお、納付すべき税額がない場合も証明書が発行されますので、提出して下さい。 ※「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）」の電子データを「電子入札等システム」へ添付すれば、府中町への提出は不要として取り扱います。納税証明書（電子納税証明書も含む）についてのお問合せは、最寄りの税務署にしてください。 ・納税証明に関するホームページ http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm
5. 委任状（様式第1－1号） 府中町との建設工事請負契約の締結において、営業所等に委任する場合には提出してください。
6. 技術職員名簿 <u>本店又は委任先営業所等が町内にある場合のみ</u> 、経営事項審査申請書の添付書類（別紙二）の写し（朱書きで加除訂正し、申請日現在での雇用状況とすること。）を提出してください。独自様式での作成名簿は添付しないでください。 ※申請日時点において、申請者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある技術者のみ記入してください。
7. 工事経歴書（様式第3号） <u>本店又は委任先営業所等が町内にある場合のみ</u> 、申請業種に係るもので直前2年分の主要なものを記載してください。（経営事項審査申請書の添付書類 様式第二号の写しでも可）
8. 納税に関する誓約書（様式第5－1号） 府中町に納税義務がある申請者（法人又は個人事業者）、及びその代表者個人（支店等に契約の権限を委任している場合は、その受任者個人とする。）で府中町に納税義務がある者は提出してください。 府中町税が課税されていない場合、提出は不要です。

7 注意事項

- ア 資格審査申請において虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告をしなかった場合、認定を受けた後でそれらのことが判明したときは認定を取り消すことがありますので、十分注意してください。
- イ やむを得ず郵送又は持参する場合は提出書類等のサイズはA4としてください。
- ウ 「資格審査受付システム」による申請内容入力と内容確認が完了しましたら、送信完了兼受付票発行の画面が表示されますので、やむを得ず郵送又は持参する場合は画面を印刷し「6 提出書類等一覧」の順番にして、府中町へ提出してください。

8 問い合わせ先

府中町 財務部財政課契約検査係
〒735-8686 広島県安芸郡府中町大通三丁目5-1
TEL (082) 286-3171 FAX (082) 287-2668